

第 19 号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院定款の制定について

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の定款を次のように定める。

平成 24 年 6 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地方独立行政法人徳島県鳴門病院定款

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 組織及び業務

第 1 節 役員及び職員（第 7 条—第 11 条）

第 2 節 理事会（第 12 条—第 15 条）

第 3 節 業務の範囲及び執行（第 16 条—第 18 条）

第 3 章 資本金、出資及び資産（第 19 条・第 20 条）

第 4 章 委任（第 21 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、近隣の医療機関等と連携を図り、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療に関する教育及び研修その他の業務を行うことにより、徳島県民の医療の確保と医療水準の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人徳島県鳴門病院（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、徳島県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を徳島県鳴門市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、徳島県報に登載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により徳島県報に登載して公告することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員

（役員）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときは、その職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は徳島県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

（役員の内命）

第9条 理事長は、知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

3 監事は、知事が任命する。

(役員任期)

第10条 理事長の任期は4年とし、副理事長、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(職員の任命等)

第11条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第12条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(招集)

第13条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

2 理事長は、理事長を除く構成員の3分の1以上の者又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第14条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、議長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

(1) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

(2) 法第27条第1項に規定する年度計画に関する事項

(3) 予算の作成及び決算に関する事項

- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第3節 業務の範囲及び執行

(施設の設置)

第16条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
徳島県鳴門病院	鳴門市

2 法人が設置し、運営する看護師養成所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
徳島県鳴門病院附属看護専門学校	鳴門市

(業務の範囲)

第17条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する教育及び研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 災害時における医療救護を行うこと。
- (6) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (7) 介護保険に関する業務を行うこと。
- (8) 看護師養成所の運営を行うこと。

(9) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第18条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、法第22条第1項に規定する業務方法書（以下「業務方法書」という。）に定めるところによる。

第3章 資本金、出資及び資産

(資本金等)

第19条 法人の資本金は、法第6条第3項の規定により徳島県が出資する。

2 法人に出資される財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとし、その価額は、徳島県が評価した価額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第20条 法第92条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は、徳島県に帰属する。

第4章 委任

第21条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表（第19条関係）

1 土 地

所 在	地 番	地 目	地 積
鳴門市撫養町黒崎字小谷	32番	宅地	15,688 ^{m²} :27
鳴門市撫養町黒崎字小谷	20番2	宅地	984:88
鳴門市撫養町黒崎字小谷	25番1	宅地	5,174:88
鳴門市撫養町斎田字見白	36番1	宅地	557:19
鳴門市撫養町斎田字見白	36番2	宅地	238:38

鳴門市撫養町斎田字見白	42番 1	宅地	855.95
鳴門市撫養町斎田字見白	41番 1	宅地	892.15
鳴門市撫養町斎田字見白	42番 2	宅地	64.29
鳴門市撫養町斎田字見白	43番	宅地	1,851.38
鳴門市撫養町黒崎字小谷	10番 1	宅地	1,537.22
鳴門市撫養町黒崎字小谷	1番 4	宅地	224.79

2 建 物

種 類	所 在	地 番	延 べ 床 面 積
病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷	32番地, 20番地 2, 25番地 1, 32番地先	31,282.76 ^{m²}
臨床検査センター	鳴門市撫養町黒崎字小谷	32番地, 20番地 2, 25番地 1, 32番地先	2,084.56
プロパン庫・ポンプ庫	鳴門市撫養町黒崎字小谷	32番地, 20番地 2, 25番地 1, 32番地先	64.00
校舎	鳴門市撫養町斎田字見白	42番地 1, 41番地 1, 42番地 2, 43番地	2,177.88
寄宿舍	鳴門市撫養町斎田字見白	42番地 1, 41番地 1, 42番地 2, 43番地	2,116.80
寄宿舍	鳴門市撫養町斎田字見白	42番地 1, 41番地 1, 42番地 2, 43番地	836.49
体育館	鳴門市撫養町黒崎字小谷	10番地 1	1,147.15
倉庫	鳴門市撫養町黒崎字小谷	1番地 4	270.03

提案理由

地方独立行政法人徳島県鳴門病院を設立するため、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の定款を定めるに当たり、地方独立行政法人法第7条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。